

福知山線列車脱線事故調査に係る情報漏えい等について

平成21年10月2日

この度、「福知山線列車脱線事故」(平成19年6月28日事故調査報告書の公表)の事故調査に関連して、本委員会の前身である航空・鉄道事故調査委員会の元委員が情報漏えい等を行っていたことが判明しました。

このような行為は、断じてあってはならないものであり、当委員会の信頼を著しく傷つけられたことに対し、遺憾の意を表明するものであります。

現在、当委員会で行っている審議については、厳正、中立に行っているものであります。一日も早く国民の皆様の信頼を回復できるよう、最大限の努力をしております。

1. 情報漏えい等の概要

航空・鉄道事故調査委員会の山口浩一元委員が、「福知山線列車脱線事故」の委員会(委員10人で構成)での調査審議中に、当時のJR西日本山崎正夫社長と面会して調査状況の情報を提供するとともに、審議中の当該報告書案を同社長に渡していたことが明らかになりました。さらに、同社長からの依頼により、委員会において事故調査報告書案の一部修正を求める発言をしたことも本人の口述等から明らかになりました。なお、この発言は、他の委員等の反対で取り入れられず、報告書の当該部分が修正されることはありませんでした。

また、佐藤泰生元委員からJR西日本の幹部と接触していたことが誤解を招き反省しているとの発言がありました。

2. 再発防止について

このような事態の再発を防止するため、運輸安全委員会において、「運輸安全委員会の委員長及び委員の倫理に関する申し合わせ」(別紙1)及び「運輸安全委員会の委員等の職務従事の制限に関する申し合わせ」(別紙2)を決定したところであります。

さらに、委員の秘密保持義務については、法律上の規定はありますが、罰則はないため、この点についても、あわせて検討していくこととしております。

今後、運輸安全委員会の信頼回復と再発防止に向けて、厳正な業務の遂行について、より一層の徹底を図って参ります。

運輸安全委員会委員長
後藤 昇 弘

平成21年9月24日
運輸安全委員会決定

運輸安全委員会の委員長及び委員の倫理に関する申し合わせ

I 目的

国会の同意を必要とする職である委員長及び委員が、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とし、職務に係る倫理の保持に資するためこの申し合わせを行う。

II 倫理原則

- 1 国民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の執行に当たること。
- 2 その職務や地位を私的利益のために用いないこと。
- 3 権限の行使に当たっては、その対象となる者から贈与等を受ける等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。

III 贈与等の報告

運輸安全委員会設置法第8条第4項第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する事業者、営業者及び事業者団体等(以下「事業者等」という。)から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払いを受けたときであって、当該贈与等により受けた利益又は支払いを受けた報酬の価額が1件につき5千円を超えるときは、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を委員長に提出すること。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払いを受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払いを受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

IV 禁止行為

次に掲げる行為を行わないこと。

- (1) 事故等調査中の事業者等(以下「利害関係者」という。)から金銭、物品又は不動産の贈与(餞別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとされるものを含む。)を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償の役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行をすること。
- (9) 利害関係者と個別に会うこと。

平成21年9月24日
運輸安全委員会決定

運輸安全委員会の委員等の職務従事の制限に関する申し合わせ

- I 委員長、委員又は専門委員(以下「委員等」という。)が原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有する場合の委員等の事故等調査への従事の制限については、この申し合わせによる。
- II 原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有する場合とは、以下の場合及びこれに準じる場合が当たる。
- (1) 委員等が自家用機、自家用船舶等の所有者である場合に、当該機等が事故等を起こした場合
 - (2) 事故等に関連した操縦者等が委員等の四親等以内の近親者である場合
 - (3) 委員等が事故等を起こした会社と取引上密接な関係のある会社の役員である場合
 - (4) 委員等が事故等の原因に関係があるおそれのある者と頻繁にゴルフ、飲食をするなど緊密な交友関係がある場合
- III 委員等の職務従事の制限に関する手続きは以下のとおりとする。
- (1) 原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有する委員等は、その旨を委員長に申し出て、職務従事の制限を受けるものとする。
 - (2) 委員等が原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有する可能性があると考えられる場合(委員会の会議における発言内容等から密接な関係を有する可能性があると考えられる場合を含む。)は、委員等及び事務局職員はその旨を委員長(委員長が該当する場合は委員長代理)に申し出るものとする。
 - (3) この場合、委員長は総合部会を開催し、当該委員等が原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有するか否かについて検討することとする。また、委員長は必要があると認める場合は、総合部会における検討が終了するまでの間、当該委員等の委員会の会議への参加を停止することができるものとする。
 - (4) 総合部会において、原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員等の当該事故等の調査等の職務従事を制限することとする。